

鳥取縣公報

昭和十五年十一月八日

第千八百八十一號

金曜日

本書ノ大キサハ國定規格A⁵判

◇鳥取縣告示第八百五十三號

鳥取都市計畫湯所町土地區劃整理施行規程ノ件認可セリ

昭和十五年十一月八日

鳥取縣知事

副

見

喬

雄

◇鳥取縣告示第八百五十四號

鳥取都市計畫立川土地區劃整理施行規程ノ件認可セリ

昭和十五年十一月八日

鳥取縣知事

副

見

喬

雄

◇鳥取縣告示第八百五十五號

因伯牛犢生產檢查第一條ニ依リ犢生產檢查ヲ左ノ通り施行ス仍テ昭和十五年八月十五日迄ニ生産シタル犢ノ所有者又ハ管理者ハ該牛ヲ所定ノ檢查所ニ牽付クベシ

昭和十五年十一月八日

鳥取縣知事

副

見

喬

雄

検査月日	検査場所	検査区域	牽付時間
十一月十四日	神戸村大字上砂見	神戸村一圓	午前九時
十五日	明治村大字上原	同	同
十六日	小鷲河村大字鷲峯	同	同
十八日	勝部村大字澄水	同	同
十九日	中郷村大字亀尻	同	同
同日	青谷町小學校	同	同
同日	日置谷村役場前	同	同
同日	日置谷村役場前	同	同
同日	鹿野町同	同	同
同日	勝谷村同	同	同
二十一日	逢坂村大字山宮	同	同
二十二日	正條村家畜市場	同	同
同日	瑞穂村矢口	同	同
二十五日	寶木村富吉	同	同
同日	吉岡村妙徳寺	同	同
二十六日	大郷村金澤	同	同
同日	大和村倭文	同	同
同日	美穂村上味野	同	同
二十七日	東郷村坂	同	同

鳥取縣告示第八百五十六號
 臨時種牡牛検査并種牡牛監督検査及役肉用牛登録審査左ノ通り施行ス
 種牡牛検査并役肉用牛登録審査ヲ受ケントスルモノハ十一月十日迄ニ縣廳ニ到着スル様願書ヲ差出スベシ
 種牡牛監督検査ヲ受クベキモノハ種付帳簿ヲ携帯スベシ
 昭和十五年十一月八日

鳥取縣知事 副 見 番 雄

検査場所	種牡牛検査	役肉用牛登録審査	出場区域	検査時間
日野郡日野上村	十一月十五日	十一月十五日	日野郡一圓	午後九時
同郡根雨町	同	同	同	同
同郡溝口町	同	同	同	同
西伯郡法勝寺村	同	同	同	同
同郡大篠津村	同	同	同	同
同郡勝田町	同	同	同	同
米子市	同	同	米子市一圓	同
西伯郡御來屋町	同	同	同	同

00821

同 同 同
 二十九日
 松保村大字 布勢 松保村 同
 千代水村 大字 安長 千代水村 同
 湖山村 湖山 湖山村 同
 午後一時 午後九時

◆鳥取縣告示第八百五十八號

價格等統制令第三條第一項ノ規定ニ依リ左ノ通價格ヲ認可シ同條第二項ノ規定ニ依リ指定地區内ニ於テ組合員タル資格ヲ有スル者ニシテ組合員ニ非ザル者ニ就テモ本認可價格ヲ以テ指定期日ニ於ケル額ト看做ス

昭和十五年十一月八日

鳥取縣知事 副 見 番 雄

一 組合ノ名稱及地區

名稱日野枋製造販賣人組合
 地區 石見村、福榮村、多里村、日野上村、阿毘緣村、大宮村、山上村、日野村、黒坂町、根雨町

二 構成員タル資格

地區内ニ於テ枋ノ製造販賣ヲ業ト爲ス者

三 統制令第二條第二項又ハ第三項ノ額ニ代ルベキ額及テ實施ノ日

00822

枋ノ販賣價格

種別	品種	規格	單位	製造業者 販賣價格	摘要
枋	栗枋	四尺長一尺 幅一尺 厚八厘	壹束	一、八〇〇	一東トハ規格寸法ノ枋ヲ五寸ニ積重ネタルモノヲ四把結束セルモノ
枋	杉枋	同	壹束	一、六〇〇	

一 本價格ハ製造業者ノ店先渡價格トス

(ロ) 實施ノ日

昭和十五年十一月八日

四 認可ニ附シタル條件

(イ) 價格等統制上必要アルトキハ認可ヲ取消スコトアルベシ
 (ロ) 認可價格及實施ノ日ヲ組合ノ營業所ニ揭示スベシ

◆鳥取縣告示第八百五十九號

價格等統制令第三條第一項ノ規定ニ依リ左ノ通加工賃ヲ認可シ同條第二項ニ依リ指定地區内ニ於テ組合員タル資格ヲ有スル者ニシテ組合員ニ非ザル者ニ付テモ本認可價格ヲ以テ指定期日ニ於ケル額ト看做ス

昭和十五年十一月八日

鳥取縣知事 副 見 番 雄

- 一 組合ノ名稱及地區
 - (イ) 名稱 鳥取製綿組合
 - (ロ) 地區 鳥取市一圓
- 二 構成員タル資格

地區内ニ於テ古綿ノ打直シヲ業ト爲ス者
- 三 統制令第二條第二項又ハ第三項ノ額ニ代ルベキ額及其ノ實施ノ日
 - (イ) 額

種	別	規	格	單	位	加	工	價	備	考
古綿	打直シ	並	打	一貫	匁	〇、六五				
同	カード	打	同			一、〇〇				

一 右加工賃ハ集配賃込ノモノトス
 二 單位一貫目トハ打直シ前ニ於ケル古綿ノ重量トス

(ロ) 實施ノ日

昭和十五年十一月八日

四 認可ニ附シタル條件

- (イ) 價格等統制上必要アルトキハ認可ヲ取消スコトアルベシ
- (ロ) 認可價格及其ノ實施ノ日ヲ組合員ノ營業所ニ揭示スベシ

鳥取縣告示第八百六十號

價格等統制令第七條ノ規定ニ依リ本縣於ケルサンドウ、イチ類ジャム、バター付食パンノ販賣價格左ノ通指定ス

昭和十五年十一月八日

サンドウイチ類、ジャム、バター付食パン販賣價格

鳥取縣知事 副 見 番 雄

種	別	規	格	甲ノ場合	乙ノ場合
(一) サンドウイチ類					
サンドウイチ類		食パン三〇匁以上、ハム九匁以上、バター四匁以上ヲ使用セルモノトス	〇、二七	〇、二七	〇、三〇
ハムサンドウイチ		食パン三〇匁以上、玉子二個以上、バター四匁以上ヲ使用セルモノトス	〇、二七	〇、二七	〇、三〇
玉子サンドウイチ		食パン三〇匁以上、ソーセイジ九匁以上、バター四匁以上ヲ使用セルモノトス	〇、二三	〇、二三	〇、二六
ソーセイジサンドウイチ		食パン三〇匁以上、野菜サラダ二五匁以上、バター四匁以上ヲ使用セルモノトス	〇、二〇	〇、二〇	〇、二二
野菜サンドウイチ		食パン三〇匁以上、ソーセイジ五匁以上、野菜ヲ使用セルモノトス	〇、一〇	〇、一〇	〇、一一
ホットドック		食パン三〇匁以上、ジャム八匁以上又ハバター三匁以上ヲ使用セルモノ	〇、〇八	〇、〇八	〇、一一
(二) ジャム又ハバター付食パン		食パン五〇匁以上、ジャム一匁以上又ハバター五匁以上ヲ使用セルモノ	〇、一四	〇、一四	〇、一五
(トーストパンヲ含ム)		食パン六〇匁以上、ジャム一匁以上又ハバター五匁以上ヲ使用セルモノ	〇、一五	〇、一五	〇、一六

00829

中學校第三學年終了程度以上ノ學力ヲ有スル者
 第二 志願書提出期日
 志願者ハ左ノ書類ヲ昭和十五年十二月十五日迄ニ到達スルヤウ市町村長ヲ經由知事ニ提出スベシ

- (一) 海軍志願兵志願書 (様式第一)
- (二) 寫眞一葉 (様式第二)
 志願書提出前六ヶ月以内ニ撮影セル半身、脱帽手札型寫眞ノ厚台紙付(覆裝ナキモノ)表面餘白ニ本籍地氏名(氏名ニハ振假名ヲ附ス)ヲ自書シタルモノ
- (三) 學業成績證明書
 最終修學ノ學校長ヨリ全學年ヲ通ズル學業成績證明書ニシテ成績順位ヲ記載シタルモノ

第三 徵募検査

徵募検査ヲ分チテ身体検査、學力試験、口頭試問トシ學力試験及口頭試問ハ身体検査合格者ニ就キ之ヲ行フ

一身体検査

志願者検査場	時刻	検査場所	検査区域
昭和十五年十二月二十四日 午前九時	米子市中町	米子市、西伯郡、日野郡	
昭和十五年十二月二十五日 午前九時	鳥取市寺町 鳥取青年學校	鳥取市、岩美郡、八頭郡、氣高郡、東伯郡	

二學力試験及口頭試問

00830

試験場所	志願者検査時刻	試験科目
------	---------	------

鳥取市 縣立鳥取第一中學校	昭和十六年一月六日 午前九時	代數、國語漢文、作文
	昭和十六年一月七日 午前九時	幾何、化學、日本歴史
	昭和十六年一月八日 午前九時	物理、英語、地理
	昭和十六年一月九日 午前九時	口頭試問

第四 入隊時線上検査

昭和十二年海軍省令第十號第十九條ニ規定スル検査ハ昭和十六年三月末日ニ線上實施シ該検査ヲ受クベキ者ハ之ヲ入隊時線上検査受檢者トシテ霞ヶ浦海軍航空隊ニ出頭セシメ、其ノ結果ニ依リ採用スベキ者ハ引續キ入隊セシメラル

第五 入隊期日及場所

昭和十六年四月一日霞ヶ浦海軍航空隊ニ入隊

第六 受檢者ノ注意

- (一) 志願者ハ參集時刻三十分前必ズ到着シ検査官ノ指揮ニ從フコト
- (二) 検査前日ハ必ズ入浴シ身體ヲ清潔ニ爲シ且ツ安眠スルコト
- (三) 自己ノ被服、所持品等整頓ノ爲風呂敷ヲ用意シ來ルコト

(四) 辨當、鉛筆、ナイフ、消ゴムヲ携帯スルコト
(五) 尋常小學校六年以上ノ通信簿、青年學校手帳、中等學校ノ通信簿若ハ之ニ準ズルモノ又ハ
學業ニ關スル書類ヲ持參ノコト

(様式第一)

海軍志願兵志願書

一本籍地 何縣何市何町大字何々何番地(屋敷)
何縣何郡何村

一現居住地 何縣何市何町大字何々何番地(屋敷)(何某方)
何縣何郡何村

一戸主トノ續柄 戸主何某何々
何々(右側ニ振假名ヲ附スベシ)

一志願者氏名 何々
大正何年何月何日生

一出生年月日 何々

一希望兵種 甲種飛行豫科練習生
何學校卒業(何學校第何學年在學若ハ修了)

一修學程度 何々

一現職業 何々
現居住地ニ移轉年月 何年何月(志願書提出前六月以内ニ移轉シタル者ニ就キ記入ス)

右甲種飛行豫科練習生ヲ志願致度此段出願候也

昭和十五年 月 日

志願者 何

某 印

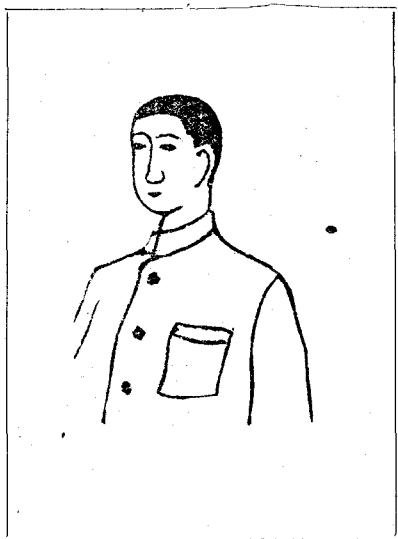
現住地 何縣何市何町(大字何々何番地(屋敷))
何縣何郡何村

某 印

鳥取縣知事 副 見 喬 雄 殿
親權者又ハ後見人 何

(様式第二)

厚台紙(覆裝ナキモノ、大サ指示ノ通)



本籍地 氏 名 (氏名ニハ振假名ヲ附スベシ)

五 糰

1 0 糰

鳥取縣告示第八百六十四號

西伯郡尙德村ノ青年學校ノ校數及位置ヲ昭和十五年十月二十九日付左ノ通り指定セリ

00833

昭和十五年十一月八日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄
就 學 區 域 一 圓

校 數 位 西伯郡尙德尋常小學校ニ併設 尙 德 村 一 圓

◇鳥取縣告示第八百六十五號
西伯郡天津村ノ青年學校ノ校數及位置ヲ昭和十五年十月二十九日付左ノ通り指定セリ

昭和十五年十一月八日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄
就 學 區 域 一 圓

校 數 位 西伯郡天津尋常小學校ニ併設 天 津 村 一 圓

◇鳥取縣告示第八百六十六號
產婆名簿登錄者左ノ如シ

昭和十五年十一月八日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

本籍 鳥取縣東伯郡八橋町大字八橋一七一七番地
住所 鳥取縣東伯郡赤碕町大字赤碕一七一一番地

昭和十五年十月二十六日 北 尾 う め
第八二九號 登錄

00834

本籍 鳥取縣東伯郡以西村大字竹内二九四番地
住所 鳥取縣東伯郡以西村大字竹内二九四番地

昭和十五年十月三十一日 石 賀 す み よ
第八三〇號 登錄

正 誤

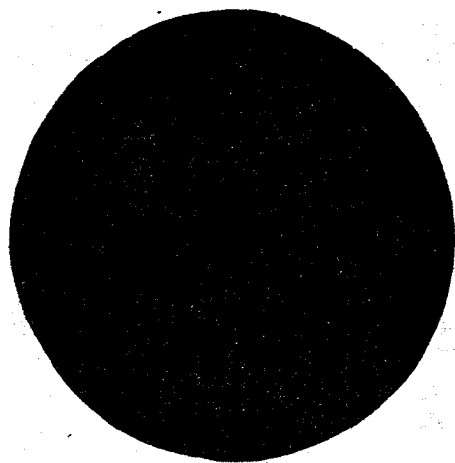
一 昭和十五年十月三十日鳥取縣公報號外鳥取縣訓令甲第三十四號中左ノ通正誤ス

頁 行 部落會及町內會 誤
三 三 部落會及町內會

一 昭和十五年十月三十日鳥取縣公報號外鳥取縣告示第八百三十九號中左ノ通正誤ス

頁 行 正 誤
四 二〇 部落(町内)會
五 五 隣保團結
五 九 地域の統制單位
五 一五 定例ニ常會

報 特 變 事



舉國一致
盡忠報國
堅忍持久

彙

報

第七十九號

目次

- 一 紀元二千六百年祝典に就て……………(知事官房)二三四頁
- 一 戦時食糧と消費規制 (二)……………(時局課)二六頁
- 一 農機具の一元配給……………(規畫課)三〇頁
- 一 重要資源の回收強化……………(時局課)三一頁
- 一 昭和三年鳥取縣輸移出入貨物統計の概要(統計課)三三頁
- 一 國民生活の新體制 (三)……………(時局課)三五頁
- 一 國民奢侈生活抑制の爲の百貨店商店營業方策について……………(商工課)三九頁
- 一 第四次滿蒙開拓青少年義勇軍募集……………(社會課)四〇頁
- 一 縣營製炭傳習會……………(林務課)四一頁
- 一 依吉密集團開拓民と德勝溝開拓民募集……………(社會課)四二頁

力の亞興品廢せか活



紀元二千六百年

祝典に就て

皇紀茲に二千六百年、想へば何と誇らしい今年であらうぞ。

神武天皇九州の高千穂の宮居より大和の國に移り給ひて長くも橿原の宮に即位の大典を擧げさせられ、八紘一字の大理想を顯現あらせられてより正にこの二千六百年の歴史を閲し、この間我が大日本帝國は歐亞大陸興亡の外に立つて屹然として日出づる東海の島帝國に連綿たる一系の天皇を戴き奉り、天壤無窮の國礎を培養し來つた。今や近世に於ける白色人種の東洋蹂躪策に抗して大東亞共榮圈を確立し、その平和を確保すると共に世界に於ける新秩序建設に對しても萬邦協和の理想境達成に

邁進してゐるのである。

今次事變始まつて此處に四年、支那全土に於ける平和の樹立も近からんとし日滿支を一體とする新東亞の確立も眼前に迫り、皇軍は近く佛印方面へも平和的に進駐して南洋を含む大東亞の建設に進んでゐるが、翻つて國際情勢を顧みる時この聖業の完成に對しては猶幾多の障礙あるを覺悟せねばならず、支那四億の民衆をしてわが八紘一字の大精神に悦服同和せしめる迄には未だ少からぬ努力を要するのであつて、現に皇軍は蒙古湖北の野に南支瘴癘の地に、或は山嶽重疊の奥地に又海に空に不斷の奮闘を續けられてゐる。我々は益々長期建設の覺悟を固むるの要切なるを感ずるものである。

然しながらこの聖戰下に迎へた紀元二千六百年の慶祝は實にあらゆる意味に於て意義深きを想はざるを得ない。國家の歴史三千六百年は全く世界無比であつて、我々は我等の父祖が國初以來この尊き天津日嗣を仰ぎ奉つて、君臣一體萬邦無比の國體を護り來り創り來つた偉業を思ひ

今や我等これを繼承して東亞の大陸に八紘一宇の皇謨を宣布して世界平和の建設に盡すべき大業を荷つてゐることを思ふとき、この意義深き二千六百年に遭ひて「御民われ生けるしあり」の歡喜と、これに伴ふ大責任を感せずにはゐられないのである。

この慶祝極まりなき皇紀二千六百年の式典は尊くも 今上陛下御即位の當日である十一月十日と制定せられて、この式典の日に於ては全國官國幣社以下の各神社に於て、重大なる國家の盛儀を神靈に奉告するため特に臨時祭典執り行はれ、東京に於ては政府主催により、宮城外苑に於て長くも 天皇皇后兩陛下行幸啓の下に祝典が舉行せられ、翌十一日は紀元二千六百年奉祝會主催によつて、又兩陛下の臨御を仰いで奉祝會が開催されるのであるが、これ等祝典はいづれも肇國以來かくの如く生成發展し來つたこの意義深き昭和の大御代に於て、今上陛下に御慶詞を申上ぐる爲の國家的儀式であり國民的行事である。菊花の薫り高き秋、大内山

の松の緑いや増して深い森嚴の聖地に、嚴肅極まりない曠古の式典の行はるゝを思ふとき我等の歡喜限りなきを感ずる次第である。
本縣では斯の聖代に生を享けた國民の歡喜と感激を以て聖壽を祈念し奉ると共に、興亞の聖業翼賛に邁進するの決意を愈々鞏固ならしめる爲、今回紀元二千六百年奉祝鳥取縣評議委員會に於て次の如く決定し、奉祝式及び奉祝行事を行ふこととなつたので、それを次に記載することにする。

△紀元二千六百年奉祝式及奉祝實施

要領

- 第一 紀元二千六百年奉祝式
 - (一) 十一月十日紀元二千六百年式典當日官公署學校、各種團體、會社、銀行、工場、船舶等に於ては紀元二千六百年奉祝式を行ふこと時刻は適宜とす
 - (二) 紀元二千六百年式典當日市區町村等に於ては市區町村民等の爲奉祝式を行ふこと時刻は適宜とす

(三) 紀元二千六百年式典に於ける萬歲奉唱の時刻には全國民は其の在所に於て宮城遙拜を行ふと共に 天皇陛下萬歲を奉唱(三唱)すること

(四) 在外邦人は國內行事に準じ各地の實情に應じ奉祝式を舉行すること

注意

- 一 當日宮城外苑に於ける紀元二千六百年式典の實況は「ラチオ」に依り全國に放送せらるるを以て萬歲奉唱は可成右放送に依り内閣總理大臣の萬歲發聲に唱和して之を行ふこと、但し「ラチオ」を利用し得ざる向は内閣總理大臣の萬歲發聲豫定時刻に萬歲奉唱を行ふこと、此の時刻は追て通達すべきに付同時刻には汽笛、サイレン、鐘を用ふる等適當なる合圖を行ふこと
- 二 本文(一)及(二)は適宜合併して行ふも差支へなきこと
- 三 紀元二千六百年奉祝式に於ては成るべく紀元二千六百年奉祝會制定「紀元二千六百年

年頌歌」を齊唱すること、此の場合には國歌「君が代」の次とす

第二 紀元二千六百年奉祝行事

- (一) 紀元二千六百年式典當日及奉祝會當日は各戶國旗を掲揚すること
- (二) 十一月十日官國幣社以下神社に於て臨時祭典執行せらるるに付多數參列すること
- (三) 官國幣社以下神社に於ける臨時祭典に際しては成るべく紀元二千六百年奉祝會制定(浦安の舞)を奉納すること
- (四) 紀元二千六百年式典當日及奉祝會當日は地方の實情に應じて講演會、演藝會、競技會、團體行進等適當なる奉祝の催しを行ふこと

注意

奉祝行事の實施に際しては輕佻浮華に墮せざるやう注意すること

△紀元二千六百年奉祝式及奉祝行事實施例

- 第一 紀元二千六百年奉祝式
 - 十一月十日、紀元二千六百年式典當日全國市

區町村、官公署、學校、各種團體、會社、銀行、工場、船舶等に於て紀元二千六百年奉祝式を行ふこと

紀元二千六百年奉祝式次第

- 一 開式
- 一 宮城遙拜
- 一 國歌齊唱
- 一 紀元二千六百年頌歌齊唱(適宜)
- 一 紀元二千六百年紀元節に當り賜はりたる詔書捧讀

一 式辭

一 萬歲奉唱

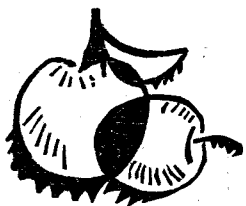
一 閉式

第二 紀元二千六百年奉祝行事

紀元二千六百年式典當日及紀元二千六百年奉祝會當日國民奉祝の熱意を表明し戦時下國民の士氣を昂揚すべき適宜の催を地方の實情に應じ自發的に行ふこと

實施例

一 神樂、舞樂、獅子舞等の執行



戰時食糧

と

消費規制(二)

第二 食糧の消費規制

附記

- 1 各行事の實施に際し多量の物資、勞力等を要する事項は之を避くること

二 神輿擔ぎ、山車の曳廻し

三 武道大會、體育大會、運動會等の開催

四 講演會の開催

五 映画會、音樂會、素人芝居、草相撲、郷主舞踏大會の開催

六 音樂行進、旗行列、提灯行列等の實施

七 記念植樹、勤勞奉仕の實行

八 家庭奉祝の實施

九 其他

一 消費規制の社會的基準

戦時の食糧問題が平時のそれに較べて甚だ異常なものは既述の通りであります。この異常な食糧問題に處する爲の消費部門の對策としては、消費を規制して生産を之に順應せしめるより他に方法はありません。しかして配給部門の規制の如きは消費規制の内に配屬せしめても事足りません。

そこで問題は消費面に於ける規制であります。之にはおのずから特種の考慮を要しますが、國民の保健、國民の體力、國民の生産力等と不可分の關係にある食糧の規制は、それが空腹誘導となることの危険性を避けねばなりません。如何に食糧の消費節約が重要であるといつて、國民各層に對し一様に、食ひ減らし腹減しを強制するものであつてはなりません。勿論一部の暖衣飽食者に對しては、現實に一定限度の量的制限を強制する必要がありますが、しかし、それ以外の各層、殊に産業戦士として生産力の擴充に働いてゐる層に對しては、最少限度の必要

量だけは、たとへ如何やうの逼迫状態が差し迫らうとも確保すると云ふたてまへに於ての消費規制でなくてはなりません。

此のたてまへは勿論國家の権力の伴ふ法的な規制によつて以上の差別を儼然とつけねばならぬのでありますが、一面戦時食糧道徳に依ることも大切であります。しかもこの食糧道徳の基準は榮養科學の示す所による最少限度を求め、それによつて社會的消費規制力たらしめねばなりません。

更にまた、事苟くも國民食糧の消費規制である以上、此の規制力が度を越えて國民の戦時士氣を萎靡消沈せしめるやうなおそれのあるものであつてはなりません。否逆に、この消費規制によつて國民食糧が充實し、如何なる長期戦態勢となつても斷じて食糧の缺乏は起らず、従つて國民はこれによつて益々安居樂業の域に達するものであると云ふ自覺的努力の伴ふものでなくてはならぬのであります。

二 消費規制の對象

戦時食糧の消費規制の対象は、量と質と種類の三つの段階に分れます。そしてその上に價格の規制も配されねばなりません。量の問題は更に分れて男女の性別によつて異り、年の幼壯老等その年齢によつて異り、且つその各の職業別並に同一職業に於てもその繁閑の相違、就業地位の相違等によつても區別してかゝらねばなりません。こゝには現實の問題として性別、年齢別、職業別等の三種位に大別して考へて見ませう。

(一) 職業別栄養要求量

一般に成年の男子が一日に必要なとする栄養量は、體重平均十三貫五百匁で中等程度の勞務に服する場合に於て左の如きものであります。

- 含水炭素 四二〇―四三〇瓦内外
- 蛋白質 七五―八〇瓦内外
- 脂肪 三〇瓦内外
- 其他無機質分 若干
- 水 一・五―二・五リットル
- 總カロリー 三三〇〇―三四〇〇カロリー

これは主副食物を通じての必要量であります。これを假に主食と副食とに區別すると、主食たる米(七分搗又は胚芽米一日三合三勺)から約一六〇〇カロリー(蛋白質も約三三瓦を攝り、あとの八〇〇カロリー(蛋白質も約四七瓦)を副食物から攝るべきであります。

しかし右は中等程度の勞務に服するものを基準としたものでありますから、強い勞働に従事する者としては五〇〇〇カロリーから六〇〇〇カロリーを必要とする場合があります。米にしても五合乃至六合を必要とするでありません。殊に農繁期農民等の如きに至つては時には一升飯を食ふと云はれる位であるから、その要求カロリーは普通人の二倍乃至三倍を要する場合もあるでありません。之に反して座食遊閑層の如きは標準栄養糧の八〇―一六〇パーセントに切り下げても斷じて健康維持の上に支障は來さないのではありません。否、むしろ此の種の階層に對しては或る一定限度の制限を加へることが、かへつてその健康を増進する所以ともなりません。蛋白質や

脂肪等の過食によつて美食を攝りながら、實際はかへつて栄養の部分的飢餓症に陥つてゐる者等も之によつて救はれることになるのであります。

(二) 性別年齢別要求量

以上は主として男性を標準とした要求量であります。が、女性は男性要求量の平均八〇%を必要とし、蛋白質は男性の八十五瓦に對して六十五瓦であります。しかしそれも壯年期女性の標準量であります。十五歳位の發育期女性に於ては同期の男性と殆ど等量の蛋白質を必要とします。然るに盛年期を經過しますと再び女性の栄養量は低下しまして、同期の男性の六〇―七〇%となります。今この割合を表示しますと次の通りであります。

年齢	男性		女性	
	カロリー	瓦	カロリー	瓦
0-2歳	200	20	200	20
3-4歳	400	40	400	40
5-7歳	500	50	500	50
8-10歳	700	70	600	60
11-14歳	800	80	800	80
15-17歳	1000	100	900	90
18-20歳	1000	100	800	80
21-25歳	1000	100	800	80
26-30歳	1000	100	800	80
31-35歳	1000	100	800	80
36-40歳	1000	100	800	80
41-45歳	1000	100	800	80
46-50歳	1000	100	800	80
51-55歳	1000	100	800	80
56-60歳	1000	100	800	80
61-65歳	1000	100	800	80
66-70歳	1000	100	800	80
71-75歳	1000	100	800	80
76-80歳	1000	100	800	80
81-85歳	1000	100	800	80
86-90歳	1000	100	800	80
91-95歳	1000	100	800	80
96-100歳	1000	100	800	80

備考

厚生省發行「栄養の改善に就いて」に依る性別年齢別の栄養要求量は大体以上の如くであります。が、戦時に於ては多くの女性が男性に代つて産業方面に活躍せねばならぬのであります。之等の女性の要求量は當然に勞務程度に比例する發熱源としての食物の量を要することは當然であります。又分娩前後の女性が一般の女性よりも多くの栄養要求を持つことは言ふ

年齢別	男性		女性	
	比較	總量	比較	總量
成年	性を百とした	熱量	性を百とした	熱量
幼年	性を百とした	蛋白質	性を百とした	蛋白質

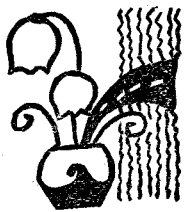
までもありません。特に人口増殖の必要が熾烈である現在、戦時の消費規制は之等の女性に對する充分の考慮が必要であります。

(三) 食糧範圍種類の擴大

之を要するに戦時に於ける國民食糧の必要量は平時のそれに較べて一般に増大する傾向があるのですが、これに對して供給の方は減退を示すのが自然の通則であります。従つてこのギャップを調整する爲には當然食糧の科學的な規制が企劃されねばならぬことになるのであります。

他方この食糧の量の規制と共に質の規制も行はれねばなりません。食糧の質は多少引下げても栄養素に於て缺くる處のない代用食を以て戦時食とすることも考へられねばならぬのであります。即ち食糧の範圍の擴大であります。例へば穀物に於ては粟、稗、蕎麥、玉蜀黍等の常食化、海産物では、海草、鯨肉、鰻等の最大限度の食用化、更に又陸上野草の乾燥及び製粉化による食用等がそれであり得ます。これ等に依つて

出来るだけ食糧の國內自給を圖つて外米依存の立場を放棄することを心懸けねばならぬのであります。戦時財政は最も如實にこれを要求してゐるのであります。



農器具の二元的配給

從來農繁期を前に保證責任鳥取縣信用購買販賣利用組合聯合會と鳥取縣農機具商業組合との對立に依つて農機具の配給が兎角不圓滑に陥り之がため農家に大なる支障を來さしめてゐたのであつたが、之では農村青年の應召其の他に依る人的不足の今日甚だ面白からぬものがあるので縣下の農機具の配給方法を一元的に統制するため縣では兩者の間に立つて折衝を續けて來た結果、兩者共に一体となつて配給の圓滑を期

することに圓滿協定成立し、此處に配給の一元化が實現するに至り農機具配給上の不安は全く解消することになつた。

其の協定内容は次の通りである。

- 一 本縣に配給すべき農機具の取扱は、農機具報國の實を擧ぐる目的を以て保證責任鳥取縣信用購買販賣利用組合聯合會と鳥取縣農機具商業組合と一体となり、業務の分野を定めて圓滑なる配給の統制を期するため兩者協力し爾今左の方法に依ることとなつた。
 - 1 縣聯は仕入賣却の衝に當り農商組は配給据置試運轉の衝に當ることを原則とすること。
 - 2 手數料の比は産業組合系統三割、商業組合系統七割とすること。
 - 二 農機具取扱細目其の他は縣幹旋の下に兩者協議の上定めること。
 - 三 本協定に依つて配給上支障ある場合は兩者協議の上善處すること。
 - 四 兩者の協定に重大なる變更を來す時は縣の

承認を得ること。
五 本協定の有効期間は協定成立の日より向ふ一ケ年とすること。



重要資源の回收強化

近代の戦争は國家總力戰、國と國との力較べの戦争であります。併し戦争をするには大變な「お金」と莫大な「物」がなくては戦争は出来ません。戦争をしてゐる第一線の兵隊さんが、いざと云ふ時に鐵砲や大砲の彈丸に事欠くやうなことがあつたらどうです。戦争には絶對に負けないと云つても、結局「金」と「物」がなくては戦争は出来ないうし、まして、勝つことは素より難かしいのです。其處で軍需並に生産

力擴充部門に於ける重要物資の再生産事業が重要視せられる譯であります。

政府では之等再生産に必要な物資の回収を圖るため、物資動員計畫を樹て、之が回収に努め、本縣でも既に本報第十六號に記したやうに「廢品買取公定最低價格」を決定し、毎月七日を「廢品回収強調日」として政府の國策に順應してゐるのであります。

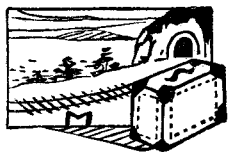
併し現下の國際情勢の急速なる變化に伴つて益々重要物資の再生産事業が國策として最重要視せらるゝに至つたため、鳥取縣では此の際廢品回収を一段と強化する必要を認めて今回次の七項目の實行を期する事になりましたので、各市町村では部内各種團體と協力の上所期の目的達成に萬遺憾なきを期せられたいのであります

- 一 毎月七日の廢品整理日の勵行を期すること
- 二 家庭並に學校に於ける屑整理箱の普及徹底を期すること。
- 三 屑に對する認識を深め買出人との連絡を密にするため部落常會に買出人を參加せしめる

- 四 微少廢品にして其の都度賣却困難なるものに付部落隣組每又は適當の區域に共同蒐集所を設置せしめること。
- 五 廢品に非ざるものと雖も生活必需品以外のもの或は代用品を以て充當し得るものは極力供出せしめること。
- 六 金屬屑の回収に一層重點を置くこと。
- 七 其の他各種の方策に依り廢品回収量の絶對増加を圖ること

貯蓄の結晶

興亞の光



昭和十三年 鳥取縣輸移出入 貨物統計の概要

昭和十三年に於ける本縣物資の縣外取引は輸移出總額六千八百二十七萬四百二十九圓、輸入總額六千六百五十七萬六千六百四十九圓でありまして、輸移出超過百六十九萬三千七百八十圓を示して居ります。

而して之を前年に比較しますと輸移出に於て千五百七十五萬九千三百八十四圓(三割)を輸入に於て千四百四十萬五千八百七十六圓(二割七厘)を各増加して居ります。

輸移出品中前年に比べて増加してゐるものは木材板及加工材四百十二萬圓(九割六分九厘)を最高に生糸百五十四萬圓(一割六分九厘)鋼(和紙九十八萬圓(七割六厘)等が其の主なるものでありまして、之に反し減少してゐるもの

のは繭八十六萬圓(三割三分七厘)鑽石、煙草及葉煙草四十四萬圓(一割三分三厘)等が其の主なるものであります。

又輸移入品中前年に比べて増加してゐるものは織物二百萬圓(四割四分四厘)を最高に石炭、繭九十三萬圓(四割二分四厘)、肥料六十七萬圓(四割七分六厘)、豆類二十七萬圓(五割一分)、鐵、菓子二十六萬圓(三割九分二厘)圖書十五萬圓(二割二分)等でありまして、減少してゐるものは工業油、綿四十二萬圓(一割一分六厘)、魚介二十九萬圓(一割四分四厘)、煙草及び葉煙草十九萬圓(一割七厘)等であります。

更に之を調査箇所別に観ますと、輸移出の最も多いのは鳥取驛で千二百六十八萬圓であつて之に亞いで米子驛の千五十六萬圓、倉吉驛の九百四十三萬圓、境港驛の四百五十七萬圓、後藤驛の三百十九萬圓、上井驛の二百九十三萬圓、境港の二百七十九萬圓、岩美驛の百六十四萬圓、湖山驛の百五十四萬圓の順序となつて居ります。

て、輸移入の最も多いのは是亦鳥取驛の千六百六十九萬圓、之に亞いで米子驛の千四百一萬圓倉吉驛の千五十萬圓、境港驛の四百七十三萬圓境港の四百五萬圓、米子港の二百二十五萬圓、後藤驛の百七十五萬圓の順序となつて居ります。

以上に依つて本年の貨物輸移出入状況を觀るのに、事變の影響に依る軍需工業の隆興と加ふるに物價の騰貴とに依り物資の活潑なる動きを促進して如上の如き好調を示すに至つたものと

思はれます。

特に事變下物資の消費節約と生産力擴充との關係は近年稀に觀る輸移出超過を招來して居ります。

尙八十萬圓以上の輸移出入品を掲ぐれば左の如くであります。

備考 本調査箇所は鐵道輸送に屬するもの五十一驛、船舶に依るもの五港、及十箇所の海岸縣外取引該當二十五箇市町村に就き調査せるものであります。

輸 移 出			輸 移 入		
品名	數量	金額	品名	數量	金額
生糸	八六〇	一〇、六七八、〇七六	織物	五三、五一〇	六、五三二、五四六
木材板	?	八、三七四、七八〇	肥料	二、五三五	四、一八七、五六五
及加工板	二五、九五八	五、九三七、四〇八	綿	一、〇五七	三、一六七、五〇〇
米	二、一二四	四、三二二、四五八	石炭	?	三、一四一、一一三
綿糸	二、三〇〇	三、〇七一、〇五一	魚介	五、〇四六	一、七五八、五六七
牛草	七二四	二、九〇六、九二三	砂糖	七、二〇七	一、七五二、五二八
煙草	?	二、三七五、三八三			
和葉煙草					

洋紙	四、〇六五	一、八六八、五六三
銅	?	?
繭	五一四	一、六九七、九九五
織物	?	一、六二〇、〇一六
魚介物	七、一一〇	一、五二二、一〇七
繭屑物	三二〇	一、二〇二、七四五
鑛石	?	?
麥	七、一九九	一、〇七〇、八〇三
梨	四、四六三	九二二、九四八

煙草及製紙原料	四、〇一九	一、六三八、七七〇
工業油	?	一、四八三、九三九
菓子	二、一五二	九二五、五七五
圖書	?	八五八、四八一
木及加工板	?	八五八、四六二
豆類	四、九一七	八三三、五三八
莫大小	四八、六二〇	八〇五、〇八八



國民生活の新體制

【三】

◇商賣道と公益優先

商賣の道について見ましても、これまでは營利主義、儲け第一主義でありました。商賣とは金儲けである。生産者と消費者との中間にあつて、その供給と需要との仲介をする途中に於て

少しでも自分の利益を多くすることが商賣の奥の手であつたのです。だから商賣人が商賣をして自分の利益を多くするためには、少々無理があつてもそれは商賣上の當然のこと、見るのが從來の商賣道の常識といつてよい位であつたのであります。

しかし今回の事變によつて、この商賣道の常識は變革をされねばならぬこと、なつて來たのであります。東亞新秩序の建設、大東亞經濟圏の樹立、それから進んで世界の新秩序の立て直

しと大きな世界の動きが行はれやうとしてゐる今日、従來からの經濟原理のまゝでは國家の經營は出來なくなつて來てゐるのであります。

今後の日本はあくまで強力な國防國家を建設して行かなければならぬのであります。これが爲にはすべての經濟部面が國家の大目的に沿つて行はれてゆかなくてはなりません。即ち一個人の利益と云ふことよりも一國全体の利益といふことが優先の位置に置かれなければならぬことになるのであります。これが爲には總ての商賣も國家の統制の下に置かれねばならなくなつて來るのであります。従つて商賣道そのものも決してこれまでの個人本位な營利主義、儲け第一主義であつてはならないのであります。さらに言葉をかへて申しますと、甚だ經濟的な見方ではあります。國家の資源には人的資源と物的資源とがあるのであります。生活といふものはこの人的資源を最も有効にして、その働きを一層増大せしめるところの再生産過程であると考へることが出来るのであります。さ

うゆう意味で生活の新体制とは生活を最も能率化して行く事ではなければなりません。

そして家といふものは一種の生産設備でありまして、生活必需品はその生産の原動力であると云へます。この原動力即ち生活必需品を無駄のないやうに能率化して行くことは、物を作るといふことだけではなくて精神的にも文化的にも生活を國防体制化して行く上に最も重要なことなのであります。

生活を國防体制化して行く爲には、その能率化の上から國民生活の最少限度の確保といふことが必要なのであります。その爲にはどうしても配給を確保して、出来る限り生活必需品の部面に於て切符制度をも實施して行くといふことになつて來ねばならないのであります。

従つてこのやうな經濟体制下に於ては、國民のある者がこの國家の統制の網をくゞつて昔のやうな氣持で私利を圖つてゐるやうでは國家の經濟は立ち行かないことになつて遂には國家の大目的を破壊し、國家の存立を危うすることゝ

もなるのであります。ですから國家はこれに對しては強權を以て取り締るのであります。新体制の商業道に於ては、商人はかゝる利己一點張りな考へを排斥して、あくまで國家觀念に基いて所謂公益優先の考へを第一とし、生産者も配給者も消費者も、みな國家の爲といふ考へが先に立つて、各々分に應じてお國の爲に御奉公する。商賣も御奉公の一つであると云ふ考へでなくてはならぬのであります。

この頃關取引の問題がありますが、闇といふものはこの國家奉仕の考へが不充分であつて、一面配給機構が充分に整備されてゐない處から行はれるのであります。商賣道にこの公益優先の觀念が不充分である間はとかくかうした違反者も出るであつて、これが爲には過渡期としては嚴罰主義も取られねばならないのであります。

大體今日までの生活は、前にも云ふやうに自由主義、個人主義の旺盛であつた時代の影響で各人の生活は個人本位であり、一身一家を立て

るばかりの生活でありました。しかし今後の國民各自はこの生活の心構へを右のやうな個人本位の考へをすて、國家の爲、全体の爲に吾々の生活を立て、行くこと云ふ覺悟が高く強くならなくてはならないのであります。例へば身心を鍛鍊する、身体を丈夫にすると云ふことにしても自分の利益のためばかりにするのではなくて、自分のためにもしてゐるのだが同時に國家のためにもしてゐるのだと云ふことを十分に自覺することが必要なのであります。各人が健全な慰樂をしようと云ふことも、結果は明日の活動力に備へて一層翼賛の途に勵み得るためと云ふ自覺が必要なのであります。全体のために自分を犠牲にして働く、さうすれば結局全体が榮えれば自分も榮えるわけなのであります。商賣道もこの處に立脚せねばならないのであります。

統制は他から強制せられてなされるのではなくて、自分も統制の主体の位置に立つて、官民一致して統制經濟を守り立て、行かねばなりません。これが爲には國民にこれに對するしつか

りした理解自覺があつて、自發的にこれを守りて行くことが大切なのであります。

◆精神の新体制

國民生活の新体制にはいろいろな方面があるのであります。要するに精神の方面が根本であります。物の新体制を力強く裏づけて行くものはどうしても精神運動でなくてはなりません。

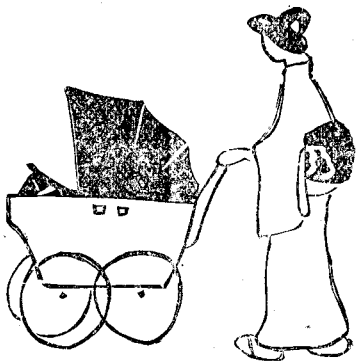
贅澤をしないと云ふことにしましても、其の根本は見榮を張る虚榮心を去らねばなりません。婚禮とか葬式等に於きましても、よそで酒を出すから自分の家も出さなければいけません。云はれるから無理をしても出ます。と云のは虚榮心であります。一般の人々の心が贅澤をするに耻かしいといふ處まで行かねばなりません。

今日の時局に當つてまづ國民が自覺すべきことは、個人々々の生活新体制を樹立するといふことが、國防國家建設の基礎であるといふことでもあります。場合によつては一人々々が善いことをしても他の多數がやらぬから何にもならぬ

と云ふ情から、實行の勇氣が缺けることがありやすいから、それが爲には國家の強權でこれを直して行かねばならぬのであつて、企畫院で今度きめられた奢侈生活抑制方策もこの意味であります。物資の不足の對策から、或は各人が翼賛の途に勵むことの妨げとなるやうな風潮を排除する爲に、國家がやむを得ずして國民に要請する爲の禁制であります。

しかし禁制は、今わが國民は戦争してゐるのだから何でも彼でも人々が慰樂することはいいないといふやうなものであつてはならぬのでありまして、各人が明日の活動力、向上に備へる爲の職後の健全なる慰樂は大いにこれを伸ばし國民全般に普及するやうにしなければなりません。この意味で、國民厚生運動や施設を盛んならしめる必要があるのであります。

國民奢侈生活抑制の爲の百貨店商店營業方策について



長期戦に對處する國家態勢を強化する爲には國民益々生活を緊張して浪費を戒め、戦費負擔の力を培養しなければならぬのであるが、これについては奢侈品等製造販賣制限規則其他種々の統制法令を整理せられてゐるけれども、尙特に奢侈生活抑制の一方策として縣では今回百貨店商店等の營業方法に關して、次のやうな通牒を發して直に實行せしめることとした。

(一) 奢侈品等製造販賣制限規則の範圍内に於て販賣を認められて居るものであつても、國民生活上奢侈贅澤品と認められ、實用向きで

ないものの販賣に當つては、一般民衆に對して購買心を唆るやうな方策を執らぬこと。

(二) 商品券の發行抑制

(イ) 商品券は券面金額最高二十圓を超えるものの發行をしないこと。

(ロ) 商品券の發行高は昭和十四年の実績の八割以内とすること。

(ハ) 顧客一人に對する商品券の販賣は、券面總額が二十圓を超えないこと。

(ニ) 商品券販賣臺帳を設け、販賣毎に年月日、金額、客の住所氏名等を記載すること

(三) 内覽會、展示會、陳列等の抑制
季節物、新柄等の賣出宣傳、其他奢侈的商品の賣出、又は購買心を唆るやうな内覽會、展示會、陳列等を行はないこと。

但し新興代用品の紹介、生活刷新の指導等を主旨とするものについては、開催の都度豫め地方長官の承認を得て行ふことが出来る。

(四) 外賣制度の廢止

一定の店舗を持つてゐる者は出張販賣、訪問

販賣御用同等の外賣を行はないこと。但し生活必需品、一般日用品、圖書、雜誌類については此の限りでない。

(五) 廣告宣傳等の抑制

(イ) 新聞廣告、新聞折込ビラ、配布ビラ等に、徒らに購買心を唆るやうな字句を使用しないこと。即ち廣告、宣傳には商店名、販賣價格、日時、場所等の必要事項のみに止め「奉仕品」「何割引」「何々記念賣出し」「特價品」「品薄」等並に之に類似した字句を使用しないこと。

(ロ) 商品賣出廣告と他の廣告とを併用しないこと。即ち商品賣出廣告に之と關係のない他の催物の廣告(展覽會、品評會の如き)を併用しないこと。



第四次滿蒙開拓

青少年義勇軍募集

本縣では本年度第四次滿蒙開拓青少年義勇軍を募集することになった。本縣に於ける義勇軍は毎年三月編成送出すべき郷土中隊に主點を置くことになつてゐて中途に於ての募集は積極的に行はないのであるが、本年數へ年十九歳にして明春になれば應募資格を失ふもの、或は年齢はまだ制限に達しないけれども明春まで待ち得られぬもの(家情等に依り此の儘推移する時は他に就職の余儀なきもの)に付て詮衡の上送出することになつたので、右該當希望者は此の際左記要綱に依つてどしどし應募せられたい(詳細は本報第十五號参照)

一 願書締切期日

十一月二十日(縣社會課宛直接提出)

二 詮衡身体検査

同二十五日(午前十時二十分より縣社會課)

三 内原訓練所入所

十二月三日午前十時半縣廳に集合、同日午後三時三十七分鳥取驛發、翌四日入所

縣營製炭傳習會

木炭増産計畫の實現については新進地方の開發と共に、新規製炭者の養成並に先進地方に於ける技術的指導にまつことが必要である縣ではこれが十全を期する爲左記の日割によつて縣下十五ヶ所に於て製炭傳習會を開催することとなつたが、この傳習會は其の地方に於ける篤業製炭者並に模範青年等に對して白炭又は黒炭の製造に關

する理論及び實際を修得せしめ、併せて收炭率收入比較其の他關係試験をも行はうとするものであつて、この指導については地元検査員の協力に依つて、白炭の製造法は期間十五日間とし中前期五日間は學科並に築窯の實習を講師に於て指導し、中間五日間は甲乾燥について地元検査員が指導し、後期五日日に於て操作法を講師が指導することとし、黒炭の製炭法は期間を二十日間とし前期七日間は學科並に築窯實習に講師が當り、中間七日間の甲乾燥に地方検査員が當り、後期六日間は操作法について講師が指導することになつてゐる

場	所	日	時	傳習科目
鳥	取	自十一月二十日		黒炭製造法
八頭郡中私都村		自十一月十五日		白炭製造法
同	若櫻町	自十二月一日		同
同	八東村	自十二月十五日		同
東伯郡山守村		自十二月十五日		黒炭製造法
		至一月三日		

同	高城村	自十二月廿五日	同
同	以西村	自十二月廿八日	同
同	小鴨村	自十一月二十日	同
同	西伯郡名和村	自十二月廿六日	同
同	東長田村	自一月十四日	同
同	賀野村	自一月三十一日	同
同	日野郡大宮村	自一月十八日	同
同	江尾村	自二月六日	同
同	石見村	自三月一日	同
同	根雨町	自三月二十日	同
同		自十一月廿七日	同

依吉密集團

開拓民と

徳勝溝開拓民募集



滿洲開拓の重要性と焦眉の急務に付ては本報に屢々強調した所であり滿洲現地の視察者に依つて認識せられてゐる所であるが、北安省慶城縣依吉密は土質、地勢、環境、交通等各種觀點より縣人入植地として稀有の優秀地帯である。

右開拓團には既に學校も竣工し神社、團本部醸造部、木工場、貯藏庫、温室、製粉工場、煉瓦工場等の諸設備も成り、本縣出身者四十家族島根、山口兩縣人三十五家族にて本年百五十町歩の水田經營を行ひ、團員は孰れも其の豊穰に歡喜してゐる。同團では明春より部落分散を行ふことになつてゐるので、今後の入植者は之等先遣隊の勞苦に依つて坦々たる建設の一路を邁進することが出来る譯である。

其處で縣では來春入植すべき第八次第九次集團開拓民を募集することとなり、本春來數回に亘つて現地へ勤勞奉仕又は視察を行つた各奉仕隊員及び視察團員等の協力を得て、各市町村から少くとも二名以上の開拓民を是非應募せしめるべく之が運動を行ふこととなつた。

尙ほ東伯郡出身の齊尾、長柄兩氏を團長として目下三十餘名の鍬の戰士が活躍してゐる吉林省盤石縣徳勝溝へも東伯、日野の兩郡から第一次集團開拓民を募集し、東伯村への建設に拍車をかけることになつた。

之が募集要項は次の通りである。

△依吉密

- 一 願書締切期日 十一月二十日
- 二 詮衡身体検査 十一月二十六日午前十時より縣社會課
- 三 入所 (訓練) 十二月一日より一ヶ月間縣立修練農場で訓練を受け明春二月上旬頃渡滿の豫定

△徳勝溝

- 一 願書締切期日 同上
 - 二 詮衡身体検査 同二十四日 東伯郡 (午前十時より兩郡) 同二十五日 日野郡 (農會)
- (尙ほ詳細は本報第五十六號及第六十四號を参照せられたい)

十一月六日發行「週報」並ニ「寫眞週報」掲載内容左記ノ通

寫眞週報第一四一號掲載内容

- 表紙 若き力の律動美
- 一 代々木の森に神鎮まりまして二十年——莊嚴なる明治神宮の朝
 - 一 紀元二千六百年奉祝式典式場竣工近し
 - 一 隣組の常會を開きませう——東京
 - 一 都會では隣組の常會は却々開きにくい。だが何もかもがまぢまちでまともまりにくいさうした都會であるだけに常會は此際思切つて開きませう
 - 一 興亞厚生大會——大阪
 - 一 繩りひるげられた若人の力と美——紀元二千六百年奉祝第十一回明治神宮國民體育大會開く

一 華北政務委員長王揖唐さん
最近就任挨拶のため來朝した王氏の動靜とその人と成り
戦時下ドイツの醫學から日本の學徒使節は何を學んだか
一 讀者のカメラ
讀物ページ

○米はどう管理されるか ○練動員體制下の適正俸給
○臣道實踐の生活道 ○大陸派遣學生は語る ○長靴
の花嫁(下)

◎和服の繕ひ方 ○漫畫其他

週報第二一三號掲載内容

農 林 省

一 米の國家管理
紀元二千六百年式典と奉祝記念事業

紀元二千六百年祝典事務局
日本文化大觀編纂會

一 日本文化大觀の編纂出版
大政翼贊會、活動を開始

陸軍省 情報部
外務省 情報部

一 支那事變の近況
伊軍ヤリシャへ進入

守れ銃後
の
經濟法令

昭和十五年十一月八日印刷
昭和十五年十一月八日發行

發行所 鳥取縣鳥取市東町
鳥取縣高等裁判所
印刷所 鳥取縣大正町七番五番
支所